

もやい 29年度 第18回定例会議事録

日 時 : 3月1日(木) 15:00~17:00

場 所 : 市民活動支援センター

出席者 : 田中、大福、石見、添田、廣川、久保田、(欠 植村、平井、石田、浅野)

【1】西武信金助成金について

- ・計画内容について確認

【2】地域福祉交通運転者(安心・安全ボランティア運転者)養成講座について

- 「安心・安全ボランティア運転手講習」内容 参照

①開催日 5月・6月・7月(3回実施)

②講習内容

③チラシ・ポスターの作成(担当:田中 チラシは4,000枚印刷)

④資料の作成と講師担当(法規など:添田、安全管理など:平井、活動の仕方、事例紹介など:大福)

⑤受講者集め(全員で手分けして行う)

【3】新規に助成金の申請を行う

①真如苑プロジェクト助成」 最高50万円

応募締切 3月19日(月) (消印有効成)

対象事業 多摩地区での市民活動

②オラクル有志の会ボランティア基金 最高100万円(35団体)

応募締切 5月中旬ころ(現時点は不明)(説明会の予定あり)

対象事業 広域的な市民活動

【4】その他

①費用の清算(交通費・消耗品・アルバイト代などを西武信金の費用で支払う予定)

②もやい会員募集チラシを第30回オトパで配布する

<次回定例会>

日時: 平成30年3月15(木) 15:00~17:00

場所: 市民活動支援センター 活性化室

以上

「安心・安全ボランティア運転手講習」内容（合計180分）

【1】道路交通法とは（関係法令）（1～3で持ち時間70分）

- ①道路交通法運送車両法の目的について（道路運送法施行規則の一部改正）
- ②自家用有償旅客運送について
- ③国土交通大臣の告示について
- ④安全運転管理・日常の点検・整備について
- ⑤送迎サービスに関する法令

【2】送迎サービスについて

- ①福祉有償運送とは
 - ・市町村運営有償運送
 - ・福祉有償運送
 - ・交通空白地有償運送（過疎地有償運送）
- ②登録や許可を有しない運送とは
- ③総合事業・サービスB+Dの形態とは
- ④損害を賠償するための措置（道路運送法 51条-22）
- ⑤苦情処理（道路運送法 51条-26）

【3】無償移動サービス（ボランティア移送）

- ①移動支援の形態（公共の車使用と個人の車使用）
- ②任意の謝礼とは金銭的に換算が困難なもの（野菜・時間通貨など）
 - ・白タク行為とは
- ③ガソリン代・高速料金・駐車料金などは受け取っても可
- ④利用者の所有する車を利用しての送迎
- ⑤デイサービスへの送迎

【4】安心・安全運転ルール（持ち時間70分）

(1) 接遇及び介護技術

- ①利用者と接するときの心構え・活動中の服装やマナー・利用者との会話
- ②利用者の守秘義務を守る
- ③運転協力員（補助者）の活用
- ④車イス・電動イスへの対応
- ⑤送迎中のマナーの向上
- ⑥利用者（高齢者）理解・接遇介助
- ⑦障害にはいろいろあります

(2) 安全ルールの遵守・安全運転の方法

- ①日常の点検
 - ・危険防止・安全確保
 - ・健康・衛生管理
 - ・車内の安全

・乗降時及び走行時の確認事項

(3) リスクマネジメント

① 事故・非常時での対応

・事故時の緊急対応マニュアル

② 送迎中のヒヤリハット

③ 苦情処理対応マニュアル

④ 損害賠償責任について

・人身障害者保険・搭乗者保険など(自家用の車で事業を行っているケースは適用除外)

・運転基本技術・乗降支援技術の確認

⑤ 支援相談窓口の設置

【3】安心・安全運転者ネットワークの構築 (持ち時間 40分)

(1) なぜ講習会が必要か安心・安全運転者とは

安心・安全ボランティア運転者は、地域の人たちに積極的に外出する機会を増やすことで、支援する側、支援される側が趣味の活動や地域での活動に参加することを通じて、いきいき暮らすためのお手伝いをする担い手です。

移動支援には徒歩で一生に同行する時や車で送迎することもあります。一概に移動支援と言っても、いつも安心した支援が必要です。

支援する時はいつも元気な方ばかりではありません。車イスを利用している人、持病を持っている人、時によっては病人であることも考えなければなりません。

また、支援する個人それぞれにいろんな考え方があります。しかし、支援する最低必要減の事を理解して行われることが必要です。

(2) 移動支援の内容

・散歩の同行

・通院の送迎

・買い物の送迎

・近くへの送迎

・複数(同乗者)の人への送迎

(3) どこで同じ高品質の支援が出来る体制

利用者がいつでも・どこでも安心したサービスが受けられるには、それぞれ担当者が同じような知識を持ち、同じような支援が出来ることは非常に大切です。

もしトラブルが発生した場合にも、一定の基準のもとに運営されている場合はそれへの対応も安心してできます。

また、不具合が発生した場合、すべての支援者へのその情報を流すことで、再発防止も徹底できます。さらに緊急の場合には替わりの人が対応することも可能です。

(4) 活き生きハンドブックの活用

運転者の活動の場として、ハンドブックを紹介する

(5) 送迎サービスの事例

全国で行っている先進事例について紹介する

(6) 質疑応答

以上

【助成金情報等】 支援センターブログ

.....☆☆

★平成 30 年度 八王子市市民企画事業補助金

実施団体 八王子市
応募締切 3月6日(火)17:00 必着
助成対象 市内で活動する非営利団体

★第 30 回 NHK 厚生文化事業団 地域福祉を支援する「わかば基金」

実施団体 NHK 厚生文化事業団 「わかば基金」 最高 100 万円 (10 団体)
応募締切 3月30日(金)必着
助成対象 地域に根ざした福祉活動

★地域活動団体への助成「生活学校助成」

実施団体 公益財団法人あしたの日本を創る協会
応募締切 3月31日(土)必着
助成対象 身近な地域や暮らしの課題解決に取り組む地域活動団体

★多摩地域市民活動助成 最高 50 万円

実施団体 真如苑
応募締切 3月19日(月) (消印有効成)
対象事業 多摩地区での市民活動

★オラクル有志の会ボランティア基金 最高 100 万円 (35 団体)

実施団体 公益信託 オラクル有志の会
応募締切 5月22日(月)(必着)
対象事業 広域的な市民活動
説明会あり